

平成 1 4 年第 4 回三重県議会定例会提出予定議案概要 (追加提案)

区 分	件 名	概 要																	
◎予算 (7件) 総務局	平成 14 年度三重県一般会計補正予算 (第 4 号)  平成 14 年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算 (第 2 号)  平成 14 年度三重県中央卸売市場事業特別会計補正予算 (第 2 号)  平成 14 年度三重県水道事業会計補正予算 (第 3 号)  平成 14 年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号)  平成 14 年度三重県電気事業会計補正予算 (第 3 号)  平成 14 年度三重県病院事業会計補正予算 (第 2 号)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">予 算</td> <td style="padding: 2px;">7 件</td> <td rowspan="5" style="padding: 2px;">} 議案 16 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">条 例</td> <td style="padding: 2px;">7 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">その 他</td> <td style="padding: 2px;">2 件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">報 告</td> <td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">認 定</td> <td style="padding: 2px;">件</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">提 出</td> <td style="padding: 2px;">件</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">計</td> <td style="padding: 2px;">16 件</td> <td></td> </tr> </table>	予 算	7 件	} 議案 16 件	条 例	7 件	その 他	2 件	報 告	件	認 定	件	提 出	件		計	16 件	
予 算	7 件	} 議案 16 件																	
条 例	7 件																		
その 他	2 件																		
報 告	件																		
認 定	件																		
提 出	件																		
計	16 件																		

区 分	件 名	概 要
<p>◎条例案 (7件) 総務局</p>	<p>知事、副知事及び出納長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p>	<p>一般職に属する職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を考慮し、特別職に属する職員等の期末手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日から施行(一部平成15年4月1日から施行)) (主な改正項目) ・期末手当の支給割合の改正等</p> <p>人事委員会の議会及び知事に対する平成14年10月7日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、一般職の職員の給料月額、扶養手当、住居手当及び初任給調整手当の額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行(一部平成15年4月1日から施行)) (主な改正項目) ・一般職の職員の給料月額、扶養手当、住居手当及び初任給調整手当の額の改定 ・期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等</p>

区 分	件 名	概 要
教育委員会	(総務局つづき) 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>一般職に属する職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現業職員の給料表の改定</li> </ul>
	公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	<p>人事委員会の議会及び知事に対する平成14年10月7日付けの給与改定に関する勧告等にかんがみ、公立学校職員の給料月額、扶養手当及び住居手当の額の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等を行うものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行 (一部平成15年4月1日から施行))</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公立学校職員の給料月額、扶養手当及び住居手当の改定</li> <li>・期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正等</li> </ul>
	県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案	<p>公立学校職員の給与改定に準じ、現業職員の給料月額を改定するものである。 (公布の日の属する月の翌月の初日から施行)</p> <p>(主な改正項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現業職員の給料表の改定</li> </ul>

